

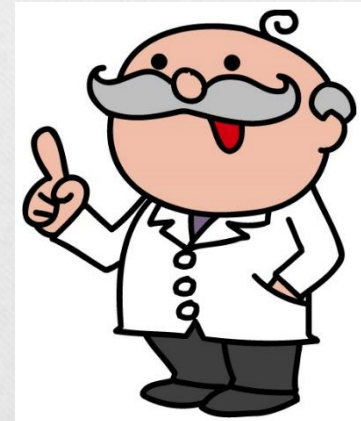
施設基準あり

A240 総合評価加算



2014年度診療報酬改定では変更なし

◆2014年改定では、
変更点はありませんでした。



施設基準あり

A240 総合評価加算

総合評価加算

100点（1日につき）



入院1日につき

「総合評価加算」は、
介護保険に定める「特定疾患」患者について
入院当初から、身体機能や退院後に必要と
なる介護サービスについて総合的に評価を
行うもの



施設基準 (総合評価加算)

介護保険で定める「特定疾患」患者の退院後の評価



A240

総合入評価加算

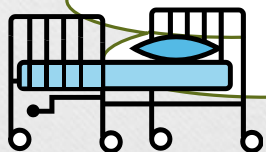
施設基準

介護保険で定める「特定疾患」患者の退院後の評価

◆**介護保険法施行令第2条各号に定める疾病**を有する
40～65歳未満の者、又は65歳以上の者の
総合的な機能評価を適切に実施できる医療機関であること。

◆**当該保険医療機関内に** 高齢者の総合的な**機能評価**
に係る研修*を受けた医師、又は歯科医師が1名以上配
置されていること。 ⇒**研修は次ページに記載**

◆**当該保険医療機関内に** 介護保険法に定める疾病を有する
40～65歳未満の者、又は65歳以上の者の総合的な
機能評価を行うにつき、十分な体制が整備されていること。



機能評価に係る研修とは？

- ア 日本医師会、日本老年医学会その他関係学会が実施するものである。
- イ 研修内容に高齢者に対する基本的な診察方法、高齢者の病態の一般的な特徴、薬物療法、終末期医療等の内容が含まれていること。
- ウ 研修内容に総合的な機能評価、薬物療法等のワークショップが含まれたものである。
- エ 研修期間は通算して16時間以上程度のものである。



算定要件 (総合評価加算)

介護保険の特定疾患患者の総合評価



A240

総合評価加算

算定要件

要件

- ◆介護保険法施行令第2条各号に規定する疾病を有する40～65歳未満又は65歳以上の患者に対して、

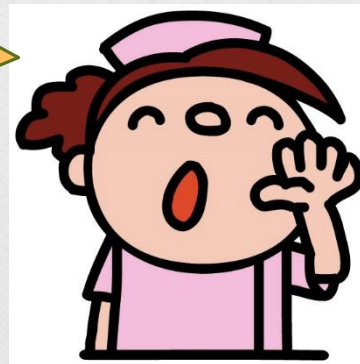
当該患者の基本的な

- ・日常生活能力
- ・認知機能
- ・意欲

などについて、
総合的に評価を行った場合に入院中1回に限り算定する。

入院当初から退院後にどのような生活を送るかということを念頭に置いた医療を行うことは重要であり、

身体機能や退院後に必要な介護サービス等について総合的評価を行い、入院中の診療や適切な退院調整に活用する取組みを評価する加算だよ



A240

総合評価加算

算定要件

職種

総合的な機能評価を行う職種

- ・ 総合的機能評価の測定は、
医師、看護師・PTなど
医療関係職種なら行うことができるよ。

機能評価の結果

- ・ 機能評価の結果は、患者及びその家族等に説明し、要点を診療録に記載する。